

令和4年度第2回八千代市個人情報保護制度運営審議会会議録

日 時 令和4年5月31日（火） 午後1時30分～午後3時10分

場 所 八千代市役所4階 第2委員会室

議 題 1 法施行条例の制定について
2 個人情報保護審査会の在り方について

出席委員 伊藤議長、三木委員、栗根委員、大段委員、大塚委員
折笠委員、多田委員、中山委員、三橋委員

欠席委員 武田委員

出席事務局職員 法務課 課長 船田、主幹 石川、主査補 高根、主事 星

公開又は非公開の別 公開

傍聴人数 1人（定員3人）

○伊藤議長 本日の出席委員は9人となっております。委員の過半数に達し、定足数を満たしておりますので、これより令和4年度第2回個人情報保護制度運営審議会を開会いたします。

本日の会議ですけれども、お手元の次第に沿って進めますので、御了承のほどお願いいたします。

早速ですけれども、次第の2の(1)にございます「法施行条例の制定について」を議題といたします。

この点につきまして、前回の宿題が1つあったということで事務局の方から報告を頂けるということでしたので、船田課長の方からお願いします。

○船田法務課長 前回の審議会で、大塚委員から御質問のありましたシステムの関係、業務委託がどれぐらいということだったかと思えますけれども、当方の情報管理課というシステム担当課に確認をしたところ、市の方で導入していて、かつ個人情報を取り扱っているシステムを35件、把握しておるというところでございます。

ただ、契約形態が委託であったりとか、リースと保守点検のセットの契約であったりとか、買取りであっても実質上、業者が関わっているとかいろいろなパターンがございますので、おおむねこの35件が、事業者に関わってもらっているというふうな状態ではないかというところで、数字として把握しているところでございます。

○大塚委員 まずは、調べていただいてどうもありがとうございます。

データの行方というか、事業者がどこのデータをどこに委託しているかというところを追うとちょっときりがないところもございますが、昨今、報道等でもいろいろなところにデータが行っている、海外等という話も聞きますので、是非そういう点につきましては、確認をよろしくお願いします。

○伊藤議長 では、議題の方を進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、前回の審議会に引き続きまして、お配りしている資料があると思うんですが、資料4をまず出していただき、その4ページの冒頭に「3 条例要配慮個人情報の内容」というものがございます。ここから順次審議をしてみたいと思います。

では、項目3について、事務局の方から説明をお願いいたします。

○石川法務課主幹 「3 条例要配慮個人情報の内容」について御説明いたします。

改正前の個人情報の保護に関する法律では、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等の本人に対する不当な差別や偏見を生じさせるおそれがある個人情報を「要配慮個人情報」として定義していました。

改正法において、その定義に変更はありませんが、地方公共団体の個人情報を規律

することに伴い、第60条第5項の規定により、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別や偏見を生じさせるおそれがある個人情報を条例で定めることにより、各地方公共団体で要配慮個人情報として追加することができるようになりました。これを「条例要配慮個人情報」といいます。

本市の条例の現状としましては、改正前の個人情報保護法を引用し、同様の定義となるようにしており、定義の違いはありません。

なお、要配慮個人情報と一般の個人情報の取扱いの違いですが、現行では要配慮個人情報の収集及び電子計算機処理を原則禁止しており、例外として、法令等に定めがあるとき、又は審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認められるときに限り収集が認められ、電子計算機処理については、審議会の意見を聴いた上で、事務の性質上やむを得ないと認めるときに限り認められます。

また、個人情報取扱事務登録簿には、「要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」を記載しています。改正法においては、現行と同様に個人情報ファイル簿に「要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」が記載されることとなりますが、収集及び電子計算機処理については制限がなくなります。その代わりに、要配慮個人情報の漏えい事案等が発生した場合は、個人情報保護委員会への報告義務が発生します。

対応方針案としましては、本市では、法施行条例の制定時において、条例要配慮個人情報の定義を行わない方向で考えております。

理由としましては、法改正の前後で要配慮個人情報の定義に変更がなく、現状の事務にも支障がないこと、さらに、これまでも要配慮個人情報を追加する要望などがなかったことから、現時点では条例要配慮個人情報を規定する必要はないと考えております。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○伊藤議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に対して御質問がございましたら、お願いします。

特にないですか。私の方から1点聞いていいですか。

今回、個人情報保護法と同一の要配慮個人情報を市の方で要配慮個人情報として使うということになったわけですがけれども、条例要配慮個人情報の案として、例えばこんなものがありますみたいな例で、何かお示しいただけるものはありませんか。

○船田法務課長 国の説明会等で示されたものとしてしましては、例えば昨今あるLGBTの問題でいわゆる性的指向であるとか、あとは生活保護の受給というものも一応参

考例として挙げておりました。あと、その他地域によって、という説明があったので、国によく聞いたんですけれども、それについては具体的に特に想定しているものがないという回答でしたので、先ほどの2つぐらいかなというふうに聞いております。

○伊藤議長 ありがとうございます。その他、御質問ありますか。

それでは御意見を伺っていききたいんですけれども、現状、事務局の対応方針としては、条例要配慮個人情報、要は法律とは別の要配慮個人情報は新たに設けない方向で進めていきたいという意見のようなんですけれども、この点について、今ちょっと例を出してもらいましたが、いや何か加えた方がいいのではないかとといった御意見がございましたら、お願いします。

○三木委員 さっきの国が例示として挙げたLGBTのようなものっていうのは恐らく自治体の政策いかんによっては必要になってくるのかなと思うんですよね。例えばパートナーシップ条例とかパートナーシップ制度が出てきたときに、今は自治体として性的指向っていうものを収集するっていう状況にはないけれども、取り扱うということも出てくるわけですよね。そうすると、その取扱いを間違えると重大な人権問題になるっていうことはあり、自分の性的指向を明らかにするのは本人の選択の問題になってくるので、取扱いには十分注意する必要があるという意味での要配慮個人情報が出てくるかなと思うんですよね。

現段階として収集をしていないので追加をしないということであって、市の政策の進捗いかんによっては追加をするっていうことを検討していただく必要があるように思います。

○伊藤議長 ありがとうございます。

○三木委員 すみません、念のために。今は取り扱っていないという理解でいいんですかね。

○伊藤議長 パートナーシップ条例と違って、特にはないですよね。

○船田法務課長 八千代市においてはないと認識しております。ただ、実際に収集していないかということについては、なかなかその調査は証明が難しいところでございます。例えば単純な普通の相談事務の中でこちらから積極的に集めていないけれども、御自身の身の上として御説明されることもあり得るのかなと想定はしておりますけれども、市として何か積極的に収集しているという場面があるかということ、今のところ、ちょっとこちらでは把握できていない状況でございます。

いずれにしても、必要に応じて条例で、改めてこういう要配慮であろうという情報が今後あれば、今後改正していくところも含めて、現段階では今の要配慮個人情報を

拡大するニーズというものはなかろうということで、執行部として判断をしているところでございます。

○伊藤議長 定義が難しいでしょうね、実際始めるとなるとね。ただ、やっぱりそういう施策を進めるなり、やっぱり重要性を増してきたということであれば、恐らく私ども審議会が続けば、そういった話が出てくると思いますので。

その他よろしいですか。

(発言なし)

○伊藤議長 では、現時点においてということになるかと思えますけれども、条例要配慮個人情報に関しては、特段の定義を行わないという方針でよろしいでしょうか。

(発言なし)

○伊藤議長 では、異議がないということで次の項目にまいりたいと思います。

引き続き、資料4の6ページの項目4「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問」について、事務局の説明をお願いいたします。

○石川法務課主幹 それでは、「4 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問」について御説明いたします。

改正法においては、第129条に「地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる」と規定されております。

本市の条例の現状としまして、個人情報保護条例に基づく審議会の主な役割としては、要配慮個人情報の収集等制限及びオンライン結合の制限に係る諮問並びに個人情報保護制度の運営に関する重要事項に係る諮問に応じた調査審議又は市長への建議となっておりますが、改正法においては、今申し上げた審議会の役割のうち、要配慮個人情報の取得等制限及びオンライン結合の制限に係る諮問について、直接的な制限規定が存在せず、法施行条例に規定することも許容されないこととされているため、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」について、法施行条例においてどのように整理し位置づけるか、検討が必要となります。

対応方針案としましては、本市においては、改正法により、明確に条例に委任する

こととされている条例に規定する必要がある事項や、条例に規定することが許容される事項について、具体的には、6 ページ一番下の主な諮問事項に掲げた事項等を、改正法施行後も諮問させていただきたいと考えております。また、その他として、先ほどの主な諮問事項について建議することを審議会の役割とする方向で考えております。

理由としましては、現行においても審議会において重要な事項の審議を行っており、法改正後も市の外部の方々の専門的な知見に基づく意見をお聴きする機会を得ることで、個人情報保護制度の一層の充実を図ることができると思います。

また、審議会を設置しない場合、市が大きな制度変更を検討する際に、外部の方々からの専門的な知見に基づく意見をお聴きする機会を失い、より良い制度設計が困難になると考えております。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○伊藤議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に対して御質問ございましたら、お願いできますでしょうか。

この審議会の在り方に関してが問われているということになるんですけども、御質問、特によろしいですか。

もしも、この審議会をなくした後で、制度変更しようとか先ほどの条例要配慮個人情報のお話が出てきた場合に、どういう審議が想定されますか。どういうふうな条例案なりのその制度変更へのプロセスというのが予定されるんでしょうか。

○船田法務課長 なくした場合には、通常どおり改正案について庁内執行部で検討した上にパブコメであるとかを経て、議会にお諮りするというふうな形にならざるを得ないのかなど。審議会に代わる専門家の意見をお伺いする仕組みが何かあるかどうかというのはちょっと、なかなか検討してみないと何ともいうところがございます。

○伊藤議長 その政策の重要性なり、そういうの次第でアドホックに作ってみたりみなかったりって、そんな感じになるんでしょうかね。

○船田法務課長 あくまで想定です。

○伊藤議長 他に御質問、特にないようであれば、御意見を伺いたいのですけども。

この項目に対して御意見のある方はいらっしゃいますか。

○三木委員 諮問事項という形で今出しているんですけども、例えば、これまでの審議会ですと、個人情報の取扱いに問題があった事案の報告ですとか、そういったものをこれまで承ってきたというところがありまして、諮問以外に報告を受けるとか、報告に伴って委員が意見を述べると。それを踏まえて御検討いただくとい

うような過程をやっていたというところがあるかと思うんですね。なので、まずその諮問事項として諮問する範囲と、それからそれ以外の審議会の役割みたいなものと、ちょっと両方検討していただいた方がいいのかなというのが、まず1点目です。

というのは、やっぱり個人情報保護委員会に、例えば重大な個人情報の漏えい事案が発生したときには報告することになりますけれども、それから御本人に対しては、重大かどうかにかかわらず基本的にはお知らせをするということに法律上はなっていますけれども、それを受けて行った対応が適切かどうかとか、どのような対応をしたのかっていうことは個人情報保護に関する重要な事項だとは思うんですよね。なので、従来の審議会の役割として、その諮問事項の対象は変わりますと。ただ、この役割として、一体どんな役割を果たす前提で残すのかっていうところも、一緒に議論をした方がいいのかなというふうに思うので、その意見を述べています。

それともう一つが、諮問とするのかどうかは別にしても、これまでの審議会の役割っていうのは、条例の規定に基づいて仕事をするということではあったんですけども、個人情報の取扱いのうち特に、要は一定の情報公開をしながら検討した上で善とするのかどうするかということを検討した方がいいような案件っていうのを、主に挙げてもらっていたっていうことだと思うんですよね。

そうすると、個人情報の取扱いに伴うリスクを、基本的には公開の場で議論をした上でアセスメントをするというようなことを事実上やってきたというところがあって、今後、個人情報保護の取り扱い方っていうのは、利用目的などが変わるということではなくて、要は管理の仕方、形態が変わってくるっていうことはどんどん出てくると思うんですよね。あとは、個人情報を取り扱う事務の実施の仕方っていうのが変わってくるというところがあると思います。

先ほど35件のシステムがあるということでしたが、どこまで進むか分かりませんが、その自治体の情報システムの標準化っていうのがこれから進むと。で、まず直近の例でいうと例えば、新型コロナ対応だとHER-SYSとか、あとVRSっていうワクチン接種情報管理をしているシステムなども、国がシステムを作るんですけども、国としては個人情報を取り扱わず、自治体はそのシステムを使って個人情報を取り扱うっていうようなケースが、情報システムの標準化が進むと多く出てくるんじゃないかなと思うんですよね。

そういう意味では、何か審議会とか第三者的な立場から、自治体の個人情報の取扱いについて、一定のリスクとか事前にきちんと市民の人に対しても含めて、情報公開をきちんとした上でどういうふうに、例えば個人情報の取扱いとか、安全性が確保さ

れるのかということを理解できるような形で示して、そしてそれについて、良いのか悪いのかとか、あるいは、こういう点についてもっと丁寧に説明してくださいとか、あとは、追加的な措置としてこういうこともお願いしますみたいなことを言う場ってというのは、いずれにしてもちょっと必要かなっていう気はしているんですね。

なので、諮問とするのかどうかは別にしても、何かその審議会の役割っていうものが、法律が施行されたことに伴って条例が事実上廃止されるということなので、何に対してどういう役割を果たす存在として審議会を存続させるのかということは、条例に直接書けないことかもしれませんが、ある程度想定をした上で、この場では意見をまとめた方がいいのかなというふうには思います。

これまで審議会に様々な報告を上げていたような自治体ですと、これは審議会に報告する案件ということが条例上明記されてきたというところがあって、そこを見ると、何が審議会に報告されるのかってというのは分かるという状態だったんですけども、その前提となる規定がないので、審議会の方の規定に入れるのか、何かちょっと、いずれにしても工夫をしなければいけないかって気もするんですね。

なので、実際の諮問機関として残すってということについて、私は全く異論がないので、ただ主な諮問事項の部分については、法律で禁止されていない範囲でできること、あるいは報告をするというような形で審議会が一定の関与をするってということなどを追加的に考えるということは必要かなと思っています。

○伊藤議長 かなり、審議会の在り方に関する幅広い御意見を頂いたところではあります。

これ審議会条例ってありますよね。

○船田法務課長 現行としては、個人情報保護条例の中に審議会の設置根拠が置いてあります。

○伊藤議長 条例を調べていなくて申し訳ないんですが、ここの所管事項ってどんなことが書いてありましたか。

○船田法務課長 現行上は第33条がございまして、「この条例によりその権限に属せられた事項を行うとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について市長の諮問に応じ調査審議し、又はその在り方について市長に建議するため、八千代市個人情報保護制度運営審議会を置く」と規定されております。

○伊藤議長 今三木委員から頂いた御意見を前提とすると、ちょっと正しい表現かどうかは、後で補充で御意見いただいた方がいいと思うんですけども、1つは市民の皆さんへ情報提供をする場合に、一旦審議会というフィルターを通した形で、ある程

度議論でもんでそれを公開しましょう。それは、少しその行政の説明とは違った角度からの御説明ができるような在り方というのが1つあるだろうと。

もう一つは、これまで色々な御報告を頂く中で、自治体の職員さんたちが一定の緊張感を持ちながら個人情報保護のための業務を行う、ブレーキとまでは言いませんけれども、一つの役割というのは恐らく果たしているんだろう。そういったものを今後も続けていくかどうかという、それ多分条例に書いたところで何の問題もない話で、そういった機能をそもそも持たせる必要があるのかっていうのと、この審議会がやるのかというのと、恐らくそういった議論になるんだろうと思うんですね。

いやいやそこまではという話なのであれば、もうちょっと役割を縮小した中で審議会というのを存続させるという方法もありますし、その辺りはいかがでしょうか。

合っていますか。私が言っていること、大丈夫ですか。

○三木委員 はい、大丈夫です。

要は、審議会を諮問機関として残さないと条例上位置付けられないっていうのがあるので、何か諮問事項を立てなければいけないって話であるのはよく理解するんですけども、ただ、そもそもこの審議会を制度の運用上どう位置付けるのかっていうのは、単にこれ諮問しますよって話だけだと、恐らく私はちょっと不十分じゃないかなっていうのと、基本は個人情報保護委員会が監督機関にはなりますけれども、個人情報保護は、基本的に法律によってやるにしても自治事務ではあるので、自治体としてどうやって住民の人たちに現状を示すかとか、問題があったときにどのような対策をしたのかっていうことについて、こういう場できちんと議論しましたっていうふうに言えるような仕組みとしてちゃんと運用するのかとか、あとはリスクが高いとか残念ながら問題が起りやすいのが、例えば外部委託したときの個人情報の取扱いだったりとか、そういったときに例えば一定規模以上の外部委託をするときには、こういうふうな点を安全対策した上でやりますよみたいなことを、きちんと本当は報告していただいた方がよかったりとか、新しい情報システムを入れたときに、こういうリスクアセスメントした結果大丈夫ですよっていうことを、ちゃんと報告するとか、私たちは市民を代表しているわけではないですけども、市民の人たちが日常的に行政に質問するっていうこともなかなかできないときがあると思いますので、こういうところで質問して、責任を持って確認をしていくですとか、何かそういうことはやった方が私はいいと思うんですね。

個人情報保護委員会の言うとおりにやっていますっていう話だけだと、やっぱりちょっと自治体の責任としては、どうかなと思いますので、審議会の役割をどういうもの

として、設置をする以上は位置付けていくのかというところは、今回きちんと議論した方がいいかなとは思いますが。

○伊藤議長 でも、それも改正法第129条の中の「専門的な知見に基づく意見を聴く」という中にも入るんですよね。諮問ということをしなくてもですね。諮問しなければいけないという規定にはなっていないじゃないですか、改正法って。

審議会の中で、私どもが要するにどこまでやりましょうかねっていう議論ですけれども、いろんな多分アイデア、三木委員はやっぱり知見が深いのでいろんな意見を頂戴していて、それをどう最終的にまとめてシステムにしようかという話にきつとなってくるんですけども、だとすると、現行の条例なら現行の条例のままでやって、あとは規則か何かに落として、こんなことをやりましょうみたいな役割を書いていくっていうのと、あとは三木委員の御意見を前提とすると、やはり市民の皆さんへの情報提供をどう上手にやるかというところがあるので、その公表の在り方やなんかに関しても、恐らくある程度具体化したものがあった方がいい。

それをどこまで一般ルール化するかという問題があるにしても、こういう仕組みで市民の皆さんへ情報提供しようというふうに審議会としても考えて、それで市の方で了解を頂きましたというのは、あってもいいのかなというふうには思うんですね。

非常に幅の広い、割といろんな話が出てきてしまうところではあるんですが、どういうふうに話をまとめましょうか。

○三木委員 要は、条例改正をするといったときにどういうものにするのかっていうので、法施行条例の中に個人情報保護制度運営審議会、この後の議題に入っていますけれども、審査会と一体にして、1つの会議体にまとめるっていう案を出していただいているっていうことですよ。

○伊藤議長 それは情報公開審査会と一体……。

○三木委員 じゃ、こっちは関係ないんですね。そうすると法施行条例の中に審議会の設置っていう規定を設けるということですよ。独立した設置条例を設けるっていうわけではないということですよ。

○船田法務課長 はい、そのとおりでございます。

○三木委員 その場合には、今の審議会だと条例により権限に属された事項を行うということで、オンライン結合をどうするだとか、要配慮個人情報の収集制限の例外をどの範囲で認めるかということが条例の権限に属された範囲ということになると思うので、ここの規定がなくなる、この役割がなくなるということですよ。

○船田法務課長 おっしゃるとおりで、現行条例第33条は、どちらかといえば包括

的な規定でございまして、今お話のあったような要配慮個人情報の収集の承認であるとか、オンライン結合の承認については、実は個別規定が、それぞれの収集禁止であるとか、オンライン結合の禁止の規定のところにございまして、ただし、審議会の承認を得れば良いということが個別に書かれておりました。ですので、そこが逆に条文上はなくなってしまうので、審議会の権限からは自動的になくなるという形になります。新しい法施行条例においては、現行の第33条に相当するものをどのように残すかという形になります。

先ほど御説明した御提案としては、結果として、じゃ何が残るかという、逆に言えば、今御審議させていただいているような条例の改正になるような重大な制度変更については、審議会に引き続き諮問する事案として残るだろうという形で、その部分を御審議いただいているというところがございます。

○伊藤議長 逆に言うと、三木委員がいろいろ御意見いただいたものよりは、割と範囲を限定してというふうに聞こえたんですけども、それをもう少し広げるということとは想定されていませんか、事務局の方では。

○船田法務課長 この部分については、国ともいろいろ質疑のやり取りをしていて、国の方はやはり法律によって各条例の制度を一本化していくという、もともとの法改正の目的がございますので、各自治体の方で、審議会にいろんな権限を渡してしまうことについては、多少やはりちょっと、そうならないようにというふうなニュアンスの説明が幾つかあって、特にオンライン結合であるとか要配慮個人情報のところが、形を変えて権限が審議会に残るような形では困るような解説をされておりました。

ですので、できるだけ条文上は明確に、この内容が諮問事項ですよというふうに分かるようにするよう、一応回答としてはもらっていたところもあるので、比較的分かりやすいように書こうとしておるところです。うちの方も、そうはいつでも、これですと一つ一つ書いてしまうと読み込みができないので、そこは条文上どうやって整えるかというのは、ちょっと今後検討していかないといけないかなと思っております。

先ほど三木委員から御指摘のあった報告事項について、当課としての考え方ですけども、現行も例えば漏えい事案について報告をさせていただいているという内容は、条文上は別に諮問事項でもないし答申を頂いているわけではないので、そこでやっている事務ではなかろうというふうに我々も整理しております、あくまで審議会において、専門的機関であるので諮問事項もあるんだけど、報告をさせていただいて、そこで知見を頂いて、御意見を頂いたものを今後の市の個人情報制度の運用に生かそうというふうに、今まではしておったんだろうというふうに考えておりますの

で、今回、条文上はある意味諮問事項しか書かないので、それとは別の報告に関する事項というのは特に記載しなくても、今までの運用をそのまま続けられるのかなというふうな認識しております。

例えば、今後も市において漏えい事案等が発生した場合に、これは審議会に御報告すべきかなというものについては、これまでと同じような形で御報告させていただくのかなと思っておりますし、例えば毎年度の個人情報の開示請求件数であるとかの運用状況の報告につきましても、法律上の制度は、インターネットに載せるような仕組みに変わっていますが、これも審議会にその都度御報告をするものなのかなというふうなところで、今認識はしておる次第でございます。

○三木委員 ただ、事実上成り立っていたのは、他に権限があつて諮問事項があつたので、結果的にそれなりの頻度で招集されていたっていうことの結果ですよ。

諮問事項がその条例の規定に関わることだけになると、1年に1回とか決めない限りは、そもそも招集されないということになるわけですよ。だから、そういう意味でこれまで自治体の審議会が何となくそうやって成り立ってきたのは、何となく開催をせざるを得ないような条例の作りになっていたからっていうところがあるわけですよ。だから、これまで成り立っていたことがそのまま成り立つかどうかっていうのは、またちょっと違うかなっていう気はしています。

それと、国が気にしているのは、規律の一元化が損なわれることを気にしているというだけであつて、上乘せの部分っていうのは、今回の法律の趣旨が一元的な規律にすることを目的としているという意味では、本来は規制の強化で上乘せっていうのは、やろうと思えばできなくはないけれども、制度趣旨からするとそれは許容されない、駄目ですと言う。駄目ですと言つたって、あれは単なる技術的助言ですから、従う必要は本当ないんですけども、やるかやらないかは自治体側の判断っていうことですけどね、法的拘束力はないので。

ですけれども、一応法律の趣旨からすると、それを逸脱すると法令に違反することになるというメッセージが出されている以上は、なかなかそれが難しいっていうことだと思うんですね、自治体としては。ですけれども、例えば自治体として、じゃどうやって個人情報保護措置を行うのかっていう具体的な運用の部分とか、あとは規律ではなくて、自治体として意思決定をするときの個人情報の取扱いに関わる意思決定をするときの、例えば委託の部分だとか、システム導入時のアセスメントのこととか、そういうのは規律の一元化の中で拘束される話じゃないなっていう気はするんですよ。

だから、規律の一元化っていったときは、保有制限の部分から始まって、個人情報
の目的外利用、外部提供の原則禁止とか、そういった部分での取扱いが、自治体ごと
に異なることを避けたいという話だと思うので、そこを損なわなければ駄目だってい
うふうには言えないんじゃないかなっていうふうには思うんですよね。まあ、どこま
でやるかは自治体の判断になるとは思うんですけれども。

なので、取りあえずこれまでの審議会の回し方だと、事実上これまでは、制度上は
一定範囲で集まる機会があったのが、諮問がかなり制限されることによって、そうじ
ゃなくなるので、これまで事実上成り立っていた前提の議論は、ちょっと違うのかな
っていうのと、あと法律の範囲で制限されている範囲っていうのは、規律の一元化な
ので、その実行部分とか、運用実施部分のところでは、自治体側が、もうちょっと審
議会なり第三者を使う余地はあるんじゃないかなということ、そこはもうちょっと
柔軟に考えてもいいのではないかと、私は個人的には思います。

○伊藤議長 ありがとうございます。

先ほどの、例えば漏えい事案の報告をしますっていうのを国は禁止しないと思うん
ですよ。あとは、こんなシステムを入れたので、こういった個人情報の安全評価をし
ようと思っているんですけれども、意見を聴いてはいけないと国は言わないと思うん
ですよ。

あと、外部委託をする場合ですよ。今までは結局、オンライン結合という形で出
てきていた話ですけれども、これに関して個人情報の処理を外部委託するときに、こ
ういう安全管理措置を取ります。聴いてはいけないとは多分言わないと思うんですよ。
では、あとは自治体の方でそれをやるかどうか。意義はあると思うんですね。

事務局の方で専門的知見を持ってチェックをされておられると思いますけれども、
やはり審議会の皆さん、いろんなところからいらっしゃっていて、いろんな角度から
御意見を頂けるといふところはあるだろうと思います。その価値を、市の方としてど
う御判断になるかっていう話で、条例の中の建て付けとしては、一つは例えば、審議
会の方でできるのは、条例上で地方公共団体にフリーハンドが与えられている部分に
ついて、その制度設計をどうするのかということの意見を述べるっていうのは一つあ
ると思うんですけれども、それ以外、別に法律が禁止していない範囲で、ここに書い
てある法律の条文を引っ張って、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な
知見に基づく意見を聴く必要がある」というふうに、規則で定めるものみたいな形に
して、あと規則に先ほどの個人情報の漏えいがあったときの報告、そういうのを入れ
るっていう形で、ある程度審議会の方へ御報告を頂いて、個人情報の保護に関してク

リアな状態というのを維持していただくというのは、一つの個人情報保護行政の在り方なんだろうというふうに思われるんですけども。どうでしょうか、皆様。

○三木委員 まだこの先、もう1回ぐらい開かれるんですかね。

○伊藤議長 この議論に関して、ある程度多分まとめた形で何か出した方がいいというふうには思っているんですが、いかがですか。この審議会の役割ってというのはこんなものがあるんじゃないかみたいなものをまとめて、多分その部分だけ少しちょっと厚めの答申を作るような形になってこようかと思うんですね。

○大塚委員 個人的な見解ですけども、先ほどの話ですけども、事故事例報告っていうのは事後ですけども、システム評価ですとか、外部委託先の選定っていうのは予防措置ということになりますので、非常に重要度はこれからも増してくるというふうに思いました。以上です。

○伊藤議長 それを確かに、こちらの審議会でやるとなると結構建て付けが重たくなって、時間を食うというデメリットがあるっていうのは分かっているんですけど。ただ、それ自体をやっぱりやることで安全性が高まるというふうにお考えいただけるのであれば、一つの方法なんだろうと。

そういった幾つかの役割を果たすべきだというような答申にしても、いいですか。そこまではしなくていいんじゃないかっていう御意見の方。やった方がいいかなって思う方は。

(賛成委員挙手)

○伊藤議長 ある程度いらっしゃる。じゃ、どうしましょうかね。

次回、1回ちょっとそれ宿題にさせてもらって、事務局の方と少し、こんな感じでどうでしょうといった役割論みたいなものを作ってお示しをして、御意見を頂いた方が、多分もうちょっと議論が進むと思いますので、ちょっとどういう規律の在り方、要は条例作って規則作って要綱作ってというルールがあるんですけども、それをどうするかっていう形式上の議論と、その中身の話、2つあるんですが、詰めきれないと思うんですけども、こんな感じでどうでしょうということをちょっとお示ししたいと思いますので、またそれを次回で御審議いただければと思います。

ということで一旦、三木委員よろしいでしょうか。

○三木委員 はい、お願いします。

ただ、さっき委託も全件やれっていう話ではなくて、一定規模ってちょっと申し上げたのは、一定のリスク、事故が起こるとリスクになるような規模っていうところで線を引かないと、恐らく実務が回らなくなると思いますので、そこはそういう案件っ

という意味でちょっと申し上げましたので、ちょっとそのことだけ付け加えておきます。

○伊藤議長 「5 開示決定の期限と期限について、法の規定の短い期限に設定する旨の規定」について、事務局から御説明をお願いします。

○石川法務課主幹 それでは、「開示決定等の期限について、法の規定よりも短い期限に設定する旨の規定」について御説明いたします。

改正法第83条第1項においては「開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない」としていますが、地方公共団体が条例で定めることにより、開示決定等の期限を30日より短くすることが許容されます。

また、改正法第84条においては、開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、特例的に相当の期限延長をすることができることとしており、以下「特例延長」と言いますが、地方公共団体が条例で定めることにより、基準日を60日より短い期間とすることも許容されます。

本市の条例の現状としましては、開示決定等の期限を「開示請求があった日から起算して15日以内」としています。開示決定等の期限の延長については、相当の期間延長することとしています。

対応方針案としましては、現在の開示決定等の期限を維持し（開示請求があった日から14日以内）、特例延長については、情報公開条例との整合性を考慮し、基準日を「開示請求があった日から起算して45日以内」と同様の期限（開示請求があった日から44日以内）とする方向で考えております。

理由としましては、自己情報コントロール権の迅速な確保の観点から、開示決定等の期限等を維持することが適正であると考えられるためです。また、法の規定と同じく開示決定等の期限を30日以内とする場合、請求者からすると、改正前と比べ期限が長く設定されるため、市民の権利を制限しているという印象を与えるおそれがあると考えられます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○伊藤議長 ありがとうございます。

確認ですが、対応方針案において45日となっているじゃないですか。これは条例に45日と明示をするという前提でいいんですね。だから、15日、45日、さらに相当期間という3段階になるという話ですね。

○船田法務課長 はい。そのとおりでございます。

○伊藤議長 ありがとうございます。

御質問等ございますか。

○三木委員 今の御説明ですと、開示請求があった日から起算して14日。開示請求があった日の翌日から14日じゃなくて。

○船田法務課長 今、現行条例が「起算して」って書いてありますので、その場合、請求日を入れて15日となるんですけれども、個人情報保護法の方が「起算して」の規定を入れてなくて、あった日からとなっているので、いわゆる初日不算入の原則が働いて当日は入らず、翌日から数え始めるので14日ということになりまして、日数は全く同じですけれども、書き方が変わるということでございます。

○伊藤議長 他はよろしいですか。

現行の運用ですけれども、ある意味条例上を明文化するという形で、一応3段階にしますと。できる限り頑張って開示請求の日から14日以内に出すというのをまず大原則にするという方向性を市の方で示しています。運用上はそれで何とかやっていけるというのが、これまでの実績であるという前提だそうです。

この点に関してはよろしいでしょうか。

○三木委員 自治体は2週間なので、どこも。八千代市だけ長くするととなると、何で八千代市はできないのかっていうことを言われて、ちょっと恥ずかしいことになるので、現状維持していただくのがとてもいいと思います。

1点、ちょっと気になるのが、今回の開示請求の期限の問題ではないんですけれども、現行、口頭での開示請求っていうのを認めていますよね。恐らく採用試験の関係とかかなと思うんですけれども、国の場合、改正法の下では口頭での開示請求は許容しないとなっていて、全て請求書を出しなさいっていうことになっているということなんですけれども、国の行政機関の運用を見ていると、目的外利用・外部提供ができる場合に、本人同意又は本人への提供っていう例外規定がありまして、多分八千代市の条例は、本人同意に基づく外部提供っていうのは認めているんですけれども、国の場合は、本人同意と本人への提供っていうのを1つの規定に入れて、外部提供できるようにしているんですよね。

開示請求によらずに、本人に目的外での外部提供をしているっていうケースが結構ありまして、国の場合は開示請求手続が取れないような場合に使っている場合が多いんですよね。刑務所への収容者なんかは、自分の処遇に関する個人情報の本人開示請求権が法律上ないので、そういう場合は処遇に関して、目的外の外部提供で本人に提

供しているというような方法でやっていたりとかするので、口頭での開示請求というのは、開示請求制度として法律は許容していないんですけれども、本人に対して外部提供という形で提供するということは恐らく制限をしていないだろうというふうに思いますので、今、口頭での開示請求というのは、請求者側にとっても行政機関側にとっても一定のメリットがあるものとして多分運用されていると思いますので、これは運用レベルの話になると思うんですけれども、口頭での開示請求制度はなくなるけれども、別の方法を通じて現行と同じようなことを維持することは可能かなと思いますので、ちょっとその点は御検討いただければというふうに思います。

○船田法務課長 おっしゃるとおり、口頭については国の方でも禁止というか、制限されるということだったものですから、今後、それこそ採用試験のときの対応をどうするのかというのは職員課とも話をしていたところだったものですから、御指摘のとおり、その手法が使えるのであればということもあって、ちょっとそれも含めて職員課とはまた議論をしていきたいと思います。ありがとうございます。

○三木委員 刑の執行に関するようなもの以外でも、本人にやっぱり提供しているケースっていうのが、総務省が出している年次報告だと、目的外利用・外部提供に関する、そのファイルごとの適用状況みたいなものが公表されているんですけれども、その中に本人っていうのが入っているのが結構あるんですよ。なので、恐らく個人情報保護委員会に照会しても同じような返答が返ってくる可能性があると思うんですが、ちょっと確認した上で対応していただければいいかなと思います。

○伊藤議長 恐らく三木委員も御理解いただいていたとおり運用レベルの話になって、それを各職員さんがどのように理解をされるか、要は口頭は駄目っていうだけしか覚えられないわけではないんだよと。そこをどう御理解いただくかという周知の部分になると思いますので、うまいこと工夫をしていただければということになりますかね。

では項目5に関しましては皆様の御異議がないということで、事務局の方針で承認をしたいと思います。

それでは次に、資料4の9ページになりますけれども、「個人情報保護審査会の在り方について」を議題といたします。

事務局の方から説明をお願いいたします。

○石川法務課主幹 それでは、個人情報保護審査会の在り方について御説明いたします。

改正法第105条において、開示決定等に対する審査請求があった場合は、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に諮問しなければならないとされています。

本市の条例の現状としましては、条例第27条の規定により、開示決定等に対する審査請求があった場合の諮問機関として個人情報保護審査会を設置しており、本市においては従来から、行政不服審査法に基づく機関として行政不服審査会を設置しているため、既存の個人情報保護審査会を改正法施行後においてどのように整理し、位置付けるかということを検討する必要があります。

対応方針案としましては、行政不服審査会とは別に、個人情報保護審査会を行政不服審査法に基づく機関として位置付け、存続することとしますが、八千代市審議会等の整理統合及び運営等に関する指針に基づき、審査会の合理的・効率的な運営の観点から、個人情報保護審査会と情報公開審査会を統合することとしたいと考えております。

理由としましては、個人情報保護審査会については、開示請求に対する審査の性質、これまでの審査会の関与の在り方及び実績に照らし、行政不服審査会と別個の組織として運用してきた経緯があることから、現行の運用を維持することが適切であるためです。

また、先ほど申し上げた審議会等に関する指針において、他に類似の機能を有する審議会等があるものや、過去2年間開催されたことがないものについては、当該審議会等を廃止又は統合することとされています。

個人情報保護審査会は、平成23年度を最後に、約10年間開催されていない一方、その審査の内容が、情報公開審査会と類似していることから、情報公開審査会と統合することで、合理的・効率的な制度の運用を図ることができると考えております。

なお、審査会を統合しない場合、今後開催するごとに委員に対し制度に係る説明を行わなければならない等により、審査会が合理的・効率的に運営できないことが懸念されます。また、個人情報保護審査会を統合せず廃止した場合も、審査請求を行うこととなる行政不服審査会は、行政に係る様々な事案に対し、幅広い分野を所管している一方、個人情報の取扱いについての専門の機関ではないため、同様の懸念があります。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○伊藤議長 ありがとうございます。

個人情報保護法に基づく開示決定とか、訂正請求に対して一旦取りあえず市の方が決定を出して、それに不服がありますという場合に、現状、八千代市の方では、個人情報保護審査会という機関がその諮問機関として動いて意見を言っていくと。実はこれと同じような行政不服審査会が既にできていて、これ後付けでたしかできているは

ずですよね。個人情報保護審査会が先で、行政不服審査法が平成27年度に改正されたときに行政不服審査会ができたんですけれども、役割としては実は同じような役割ですが、個人情報保護審査会の方は、専門性があるということでそのまま組織としては残したと。このほかに情報系の審査会としてもう一つ、情報公開審査会というのがあります。これも行政不服審査会よりも遙か前にできていて、もともとは個人情報と情報公開の2つの審査会が並立している状態にありました。

要するに機能的にはほぼ同じような審査が3つありますと、これの組合せということで行政不服審査会はそのまましておいて、情報公開審査会と個人情報保護審査会を一緒にしましょうという御提案ということです。

御質問ございましたら、お願いいたします。

○中山委員 情報公開審査会っていうのは開催されているんですか。どんな感じなんですか。

○船田法務課長 毎年必ずあるというわけではないんですけれども、例えば昨年度は1回開催しております。一昨年度は3回開催しております。直近だとそれぐらいの回数でございます。

○中山委員 分かりました。

あと、情報公開審査会っていうのは、個人情報保護審査会と類似しているっていうことは、やっぱり個人情報についての審査をやることもあるっていうことですか。ちょっと中身がよく分かんないんで、教えてもらいたい。

○船田法務課長 情報公開審査会というのは、情報公開条例に基づいて設置しております。情報公開は市が持っている文書であるとかを開示してほしいという方が請求をされたときに、場合によっては、この部分は他の方の個人情報が入っているので不開示にしますよとかっていう決定が出た場合に、それに不服がありますとなれば、その審査会の方で審査を行うということでございますので、正に個人情報保護審査会も自己情報を開示したいと請求した方が、例えば他の方の個人情報が入っているので不開示ですと言われたときと同じような論点がございまして、審査の内容が類似しているという御説明をさせていただいたということでございます。

○伊藤議長 実際、完全に被っているわけではなくて、論点がずれることは往々にしてあるんですよ。ただ、特に恐らく個人情報という部分に関しては、条例の建て付けがある程度似ているんですよ。その個人情報というものをどう認定するかという部分の条文ですね。ただ、他にもいろんな情報公開条例ではこれは出すべきではないっていう条文があるんで、必ず一致するわけではありません。

○三木委員 両方の審査会の委員会をしているので、少し補足的に申し上げますと、情報公開条例は誰に対しても同じ情報を公開する仕組みなので、一般に公開できるかどうかというのを非公開規定に照らして判断しているんですね。で、個人情報保護条例は自分の情報を見せてくださいという開示請求なので、御本人に開示できるかどうかというのを判断しているという意味では、情報の内容に照らして開示できるかどうかということ、ちょっと開示する先が違うんですけども、判断をしているという意味では、かなり共通性はあると。

似たような知見の下に、ある程度判断ができるというところがあるのと、個人情報保護審査会の場合は、例えばこの情報は間違っているので訂正してくださいとか、違法な個人情報の取扱いがあるので個人情報の利用を停止してくださいという請求権が制度の中に入っているんですよ。これを自治体が認めなかった場合にも同じように不服が申し立てられまして、それについても審査会に諮問されると、訂正する必要があるのかなのかとか、個人情報の取扱いを停止する必要があるのかどうかということについても審査会が判断するので、その部分はかなりちょっと役割が違うということです。

先ほど船田課長からお話があったとおり、個人情報保護審査会の方は開催がないので、実働が今ない状態で、案件があると会議が開かれると。ただ、案件がないから設置しなくていいとなると案件が出たときに設置しなければいけないということになるので取りあえず置いとかなければいけないというときに、2つ併存させるのか1つでいいのかっていうので、八千代市の場合は、そんなに件数多くないので私は1つでも大丈夫かなと。件数が多いと、部会に分けるか何かしないと回らなくなってしまうんですけども、そうではないので、1つでもいいのかなとは個人的には思います。

○伊藤議長 もう一つ似たような役割の審査会、申し上げた行政不服審査会っていうのがあるんですけども、それと、情報公開審査会とどっちが近いかなっていう多分議論が一つあって、恐らく個人情報保護審査会は情報公開審査会の方が近いんじゃないでしょうかという市の判断があって、3つを2つにするという議論のようです。

御質問・御意見ございますか。どちらでも結構です。特に反対意見は多分ないかなと思うんですけども、くっつける先と言っては失礼ですが、統合する先は情報公開審査会の方でよろしいでしょうかね。

(異議なし)

○伊藤議長 では、事務局の御提案の内容で、審議会としても承認をしたいと思いますので……。

○三木委員 1点だけ確認ですけれども、審査会は、何か設置条例を新たに作るということになるんですかね。

○船田法務課長 今回は、情報公開条例、現行の個人情報保護条例にそれぞれ審査会の規定がございますけれども、合体させてしまいますので、それぞれから抜いて独立の審査会条例を作って、そこで規定しようというふうに考えております。

○伊藤議長 では、今の議題については承認をすることとして、終わりにしたいと思います。

以上で、本日の議題全て終了ということでよろしいですね。

その他に委員の皆様から、何かございますでしょうか。

○三木委員 度々すみません。法律で規定していないんですけれども、結構重要な点がある点がありまして、今、八千代市は個人情報取扱事務に関しては、新たに開始しようと思う場合は、事前に市長に届け出るか通知するかっていう仕組みになっているんじゃないかなと思うんですけれども。八千代市は事前届出にはなっていないんですか。

○伊藤議長 いや、「あらかじめ」というのがあります。第7条第2項です。

○三木委員 あらかじめ登録をするっていうことですよ。

国の法律は、現行の行政機関個人情報保護法も個人情報ファイルを新たに作成する場合は、今は総務大臣に通知になっているんですけれども、これが個人情報保護委員会への通知に改正法で変わるんですよ。ただ、この規定って行政機関にしか適用されていなくて、自治体に適用されていない規定になっているんじゃないかなと思うんですよ。

基本的には、事務取扱登録も個人情報ファイルも、あらかじめファイル簿なり、登録簿を作るのは、どの範囲の個人情報をどの目的で収集・保有を開始するかっていうことを明確にするために事前に行うというもので、事前に通知をするという仕組みにすることによって、一定程度実施機関として、適正な個人情報の取扱いは確保されていることを裏付けるものとして、そういう運用を国もしてきたし、ちょっと自治体も、八千代市の実際の取扱いは分かりませんが、首長に届け出るっていうふうになっているところが多いんですよ。

場合によっては、審議会に報告をするっていうところにもなっていたりするので、ここの部分っていうのを、あらかじめきちんと作るとか登録するとか通知をするとか何か、そういう仕組みって法律が規定していないので入れなくていいのかなっていうのが、まずちょっと私の問題意識としてあります。

国の行政機関はやるんですよ、個人情報保護委員会に事前通知をするんですよ。自治体は、通知されると個人情報保護委員会が多分困るってということだと思えるんですよ。どんどん自治体から来られても困るということで、自治体はそういう仕組みにしていなくて。そこだけ「行政機関等」になっていないんですよ、「行政機関」というふうに「等」が落ちているので、ちょっと自治体側でそこは本来であれば対処した方がいいのかなと。少なくとも現行レベルのものを維持するような手当てをした方がいいのかなと。

個人情報ファイル簿の作成・公表については、自治体も適用されているんですけども、ここは「あらかじめ」にはなっていないんですよ、たしか法律は。「あらかじめ」作成・公表しなさいとはなっていないので、今回の議題外ですけども、必要であれば、私は条例上書くべきじゃないかなというふうに思っているんですけど。運用レベルにしていいのか。

○伊藤議長 第75条に多分、その規定があるのかな。

○三木委員 第74条が事前通知で、第75条がファイル簿の作成・公表ですね。

○伊藤議長 要は現行条例第7条2項に該当するような規定がない。ただ、作成と公表はすることになっているけれども、これがあらかじめじゃないところをあらかじめということにした方がいいのではないのでしょうかという御提案ですね。ちょっと資料の準備等々ないところですけども、事務局も今日当然作っていないですね。

○船田法務課長 すみません、資料等は作成していないんですけども、一応事務局として想定しているのは、この辺のいわゆる事務の対応についても、国からガイドラインが出ておって、実質あちらは行政機関、法律で書いてありますから、事前にいわゆる個人情報担当部局が確認をするフローになっておるので、恐らくそのとおりに事が運ばば、実務上は各市の内部においても、担当課が、結局当課に確認を取って事前に手続が進むという想定でございまして、運用上は基本的には、事前にできるのであろうという想定ではおるところですけども。

○三木委員 実務上はそうかもしれないんですけども、国の行政機関は法律上の義務で、自治体は事実上というのは、やっぱりちょっとおかしいんじゃないかって思うんですよ。なので、事実上のフローとしてはそうですけども、本来であれば自治体にもきちんと法令上の義務として課すのが、私は妥当かなという気はしています。ここについて、国が禁止するとか許容しないってことが絶対にないとは思えません。つまり、国の行政機関よりも義務のレベルを下げているわけですから、逆に規律の一元化であれば、国と同じにすべきだよなっていう話になるとは思いますね。

○伊藤議長 個人情報保護委員会への送付は禁止されているんですね。

○三木委員 多分、勝手に送り付けても拒否することはないと思いますけれども。

○伊藤議長 登録もされないという話ですか。

○三木委員 多分、送ったら送ったで、送ってくるなどかっていうふうに言わないんじゃないかなって気がしますが、義務ではないので、あとそこを通じて何か言ってくるわけでもないの、自治体側の対応にはなるのかなと思いますね。

○伊藤議長 という御意見で、国と同様にきちんとやるんだったらやっぱり、あらかじめどこまで何をするのかっていうのを明示した上で個人情報の取扱事務をしましょうっていう、そういうルールを作って、それをやっぱり条例にきちんと書きましょうという御提案を審議会としてするかしないかっていう話ですね。

どうでしょうか。まず、委員の皆様の御意見いかがですか。これまでの条例と同じような事務をやってくださいというお願いですよ。そう言うと、多分話としては分かりやすいし、通しやすいし、でも法律にないことを何か条例で書くっていう話をすると、通りにくいみたいなのがあるところがあって、そこはちょっと皆様に忌憚のない御意見を頂ければと思うんですが。

そういう意見がありましたっていう答申にしていいですか、まず。どうでしょうか。特に御意見とか御質問がないのであれば、条例に入れた方がいい人で手を挙げていただくんですけど。

では、条例に入れた方がいいと思う委員の方、手を挙げてください。

(賛成委員挙手)

○伊藤議長 多田委員と折笠委員は、取りあえずいいんじゃないかという御意見ですかね。手を挙げるまでではないということですね。

ということで、賛成者の方が多かった。という御意見がありましたので、それは答申に加えましょう。

○三木委員 すみません、続きでもう1件ありまして。

前回は個人情報取扱事務登録ではなくてファイル簿にしますということは伺って、なぜかというのもお聞きしたんですけども、やっぱり前回も御説明があったとおり、私も意見申し上げましたけれども、やっぱり1,000人で切れてしまって、1,000人未満の個人情報ファイルは、ファイル簿の作成・公表の義務の対象外に出してしまうと。そこが何とかならないかっていう話を前回しているんですけど。

前回ちゃんと資料を確認してなかったんですけども、やっぱり国のQ&Aとかを見ても、1,000人以下について作成・公表を全く妨げるものはないということは

明確に示しているのです、何人まで作るかっていう問題はあろうと思うんですけども、1,000人以上の人数しか入っていない個人情報ファイルであっても、現行の事務登録のレベルだと登録簿が作成・公表されているという現状があるので、何とかこの1,000人から下のところは救う余地があるんじゃないかなと思いますし、そこはそんなに事務コストを上げて、新たにやらなければいけないって話ではないと思うんですよね。なので、ちょっとそこは引き続き御検討いただきたいということで、これはお願いします。

○伊藤議長 それも載せますか。そこまではいいですか。

○三木委員 載せていただけるんだったら、載せてほしいんですけども。

○伊藤議長 いかがでしょうか、委員の皆様。

○船田法務課長 今の三木委員からの御指摘の件ですけれども、ちょっと今、まだファイル簿の単位で個人情報の数がどれぐらいあるかっていうのは、ちょっと把握し難いので、なかなか影響が難しいんですけども、影響がどれぐらいあるのかっていうのをちょっと確認しながら、それとの見合いで検討していきたいなと思っております。

○伊藤議長 という事務局からの意見ですけれども。

○三木委員 それは是非、よろしくをお願いします。

○伊藤議長 この点に関して、特に御意見ありますか、皆さん。

○折笠委員 私が先ほど「あらかじめ」って入れるかどうか、手を挙げなかったのは、やっぱりこれから自治体DXっていうのがすごく進むというふうに聞いていまして、そこで独自のものがあることが、DXを阻害するのかっていうところを多分国も気にされているだろうというところがあって、ちょっと懸念して挙げなかったんですが、本来は、そういうものを集めるときは利用方法とかをもちろん問うべきものだと思います。

そこも含めて国とかがちゃんと、個人情報保護条例とかを規定していることを期待して、すみません、そこはちょっと私も確認できているわけではないので、ちょっとステイしてしまったんですけども、そういうものが必要だということももちろんですし、自治体の状況を踏まえつつっていうのもあると思いますので、そこら辺を検討して、国とのDX化も踏まえながら御検討いただければいいかなと思います。意見でした。すみません、以上です。

○伊藤議長 ありがとうございます。

三木委員、他にありますか。

○三木委員 取りあえず大丈夫です。言いたいことはいっぱいありますけれども、こ

この議論に乗せられるものと乗れられないものがあるので。今ちょっと、運用レベルで全部お任せで投げってしまうのは、ちょっとまずいんじゃないかなってということだけはちょっと今申し上げさせていただいたので、まず事務局でも準備があると思いますが、是非御検討いただきたいなと思います。

○伊藤議長 分かりました。

そうすると、まず少なくとも1点ちょっと宿題が残っていて、何かと言うと、この審議会の在り方に関して、一つ議論をしましょうということになっています。で、その在り方案みたいなものを、取りあえずメニューを1つ作って皆さんに御提示した上で、じゃどこまで審議会でやりましょうかねというのと、形式をどうしましょうかねという話がありました。

もう一つの、最後に三木委員がおっしゃっていた1,000人以下の個人情報ファイルの部分については、事務局の方で少し調べますか、これ。時間がかかるでしょうね。

○船田法務課長 この審議会開会中には、ちょっと正確な数字は恐らく出ないので、少しちょっと影響を見ながら、幾つかのプランというか、考えた上で御提示しようかなど。

○伊藤議長 一旦ちょっとそういう、取りあえず論点提示がありましたという位置付けで、このままほったらかしというわけにいかないの、何らかけりは付けなければいけないものですから、いずれかの段階できちんとした議論をさせていただきたいと思いますので、少し情報の分析をお願いします。

他にございますか。この辺で勘弁していただいてよろしいですか。

(発言なし)

○伊藤議長 事務局の方から、何かありましたらお願いをいたします。

○石川法務課主幹 八千代市議会の個人情報保護条例に関する諮問の追加について、御報告いたします。

改正法において、議会は法律の規律から除外されております。したがって、議会は、各自治体で独自に条例を制定することとなります。議会事務局によりますと、八千代市議会としては今後も本審議会に重要事項等を諮問する制度の検討を行っているとの報告がありまして、今後、議会の個人情報保護条例に関する諮問が追加される予定となっており、現在、議会事務局において手続を進めているところでございます。

前回、今後のスケジュールについて、最後の7月28日の審議会につきましては、原則として開催しないということで御承認いただいたところですが、議会からの諮問

の時期にもよりますけれども、7月28日開催の可能性もありますので、御了承いただきたいと思います。以上です。

○伊藤議長 ありがとうございます。

○三木委員 すみません。質問ですが、条例を作るに当たってここに諮問したいっていうことでしょうか。今の枠組みだと、議会も実施機関なので、諮問ができるっていうことだと思うんですが。

○石川法務課主幹 おっしゃるとおりでございます。

○伊藤議長 何と個人情報保護条例案が丸ごとやってくるっていう話ですね。規則になるのかな、議会だから。

○船田法務課長 いえ、条例の予定になっています。

○伊藤議長 条例ができるんですか。

○三木委員 現に、執行部と独立した個人情報保護条例を持っている議会はあります。情報公開条例も、執行部から独立した条例を持っているところは、大体個人情報保護条例も執行部と独立した条例を持っているので、それは全然問題なくできます。

○伊藤議長 すみません、ちょっと勉強不足でした。ありがとうございます。

本日の会議はここまでということにさせていただいて、次回ですけれども、1つちょっと積み残しの宿題があるのと、パブコメが終わるのかな。6月16日は今のところ開催しないという方向で話をさせていただいたと思うんですが、6月28日だとパブコメが終わった状態になりますかね。そうすると、パブコメのその意見を取りまとめていただいたのと、今日まで御審議いただいた結果と、その積み残しの宿題1つで、これも含めた議論をして答申に向けてどういう内容にしていきたいと思いますかというこの話をさせていただくということになろうかと思えます。

その次の会議で、恐らく議会の個人情報保護条例案が諮問されるような話ですか。

○船田法務課長 場合によっては、早ければ6月28日に議会の方の諮問書が出てくるかもしれないということになります。

○伊藤議長 そうすると、少しボリュームが多くなりますか。

○船田法務課長 そうですね。ですので、今の途中審議している内容、市長部局の方の条例の審議を少しちょっと置いておいてというか、議会からの諮問の事案をお出ししてということになる可能性があります。次回、この後スムーズに議会の方の手続が進めば、28日の段階で議会の条例を諮問させていただく形になると……

○伊藤議長 そっちを先にやるということですか。

○船田法務課長 そちらを先にやる可能性があります。間に合わなければ、市長部局

の方の案件を先に進めさせていただいて、整理させていただくということになります。

○伊藤議長 　という優先順位だそうです。次回、6月28日ということでよろしくお
願いします。時間は今日と一緒ですか。

○船田法務課長 　はい。

○伊藤議長 　場所については、事前に御連絡いただくということでいいですか。

○船田法務課長 　おっしゃるとおりです。

○伊藤議長 　よろしくお願ひします。

　本日もまた長い時間、大変お疲れ様でした。また次回も、どうぞよろしくお願ひ
いたします。